

○基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例施行規則

平成28年9月13日規則第37号

基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例（平成28年条例第20号。次条及び第7条において「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 条例第4条の規定による情報提供の方法は、空家等に関する情報提供書（様式第1号）によるもののほか、口頭その他の方法により行うことができるものとする。

2 町長は、前項により情報の提供を受けたときは、次に掲げる書類を作成するものとする。

(1) 空家等に関する情報受付簿（様式第2号）

(2) 空家等管理台帳（様式第3号）

(立入調査)

第3条 法第9条第1項の規定による立入調査をするに当たっては、立入調査実施通知書（様式第4号）により所有者等に対してあらかじめ通知し、立入調査の趣旨及び内容を十分説明してから実施するものとする。この場合において、所有者等に対し通知することが困難であるときは、立入調査を実施しようとする日の5日前までに公告しなければならない。

2 前項の規定による公告は、基山町公告式条例（昭和63年条例第14号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

3 法第9条第4項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第5号）によるものとする。

(助言又は指導)

第4条 法第14条第1項の規定による助言又は指導は、特定空家等の措置に関する（助言・指導）書（様式第6号）により行うものとする。

(勧告)

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、特定空家等の措置に関する勧告書（様式第7号）により行うものとする。

(命令)

第6条 法第14条第3項の規定による命令は、特定空家等の措置に関する命令書（様式第8号）により行うものとする。

2 法第14条第4項の規定による命令に係る事前通知は、特定空家等の措置に関する命令に対する事前通知書（様式第9号）により行うものとする。

3 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から5日以内に、特定空家等の措置に関する命令の事前通知に対する意見書（様式第10号）により行うものとする。

(公表)

第7条 条例第8条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 基山町公告式条例第2条第2項に規定する掲示場への掲示

(2) 広報きやまへの掲載

(3) 基山町ホームページへの掲載

(4) その他町長が必要と認める方法

2 条例第8条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、特定空家等の措置に関する意見陳述機会の付与通知書（様式第11号）により、法第14条第3項の規定による命令を受けた者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に特定空家等の措置に関する公表に対する意見書（様式第12号）により意見を述べなければならない。

(戒告)

第8条 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項に規定する戒告は、戒告書（様式第13号）によるものとする。

(代執行令書)

第9条 行政代執行法第3条第2項に規定する通知は、代執行令書（様式第14号）に

よるものとする。

(証票)

第10条 行政代執行法第4条に規定する執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、代執行執行責任者証(様式第15号)によるものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

(基山町規則を廃止する規則の一部改正)

2 基山町規則を廃止する規則(昭和46年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第32条の次に次の1条を加える。

第33条 基山町空き家等の適正管理に関する条例施行規則(平成25年規則第9号)は、廃止する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

基山町長 様

（情報提供者）

住 所

氏 名

電話番号

空家等に関する情報提供書

次のとおり、空家等に関する情報を提供します。

空家等の所在地	
空家等の所有者	
空家等の状態	

様式第3号（第2条関係）

空家等管理台帳

受付番号		整理番号		受付日		台帳作成日	
所在地							
所有者	建物等	氏名		電話番号			
		住所					
		氏名		電話番号			
		住所					
	敷地	氏名		電話番号			
		住所					
		氏名		電話番号			
		住所					
管理者	氏名		電話番号				
	住所						
空家等の概要	登記年月日	建物等	年	月	日	()	
		敷地	年	月	日	()	
	用途	専用住宅・併用住宅・集合住宅・店舗・その他()					
	構造	木造・鉄骨造・RC・その他()					
	階数	平屋・2階建て・3階建て・その他()					
	延床面積		m ²	敷地面積		m ²	
空家等となった時期	年 月 頃						
情報提供	情報提供受理日		情報提供者		住所／電話番号		
	年 月 日 ()						
	空家等の状況				情報提供者と空家等の関係		
案内図	別紙のとおり						
調査概要							
調査年月日	年 月 日 ()						
調査者							
調査内容							

様式第4号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

基山町長

印

立入調査実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第1項の規定に基づき、次のとおり空家等の立入調査を実施するので、基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

1 立入調査の対象となる空家等

2 立入調査の日時 年 月 日（ 曜日）午前・午後 時から

3 立入調査の趣旨及び内容

様式第5号（第3条関係）

表面

第 号	写 真	身 分 証 明 書	
3cm		所 属 職 名 氏 名 生年月日 年 月 日生	5.5cm
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づき立入調査を行う職員であることを証明する。			
年 月 日交付			
基山町長			印

9cm

裏面

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

（立入調査等）

第9条 略

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等とその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第6号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

基山町長

印

特定空家等の措置に関する（助言・指導）書

あなたが所有（占有・管理）する下記の特定空家等について、速やかに必要な措置を講ずるよう空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項の規定により助言・指導します。

記

特定空家等の所在地及び種別	所在地 基山町 種 別
助言・指導の内容	
助言・指導の理由	

様式第7号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

基山町長

印

特定空家等の措置に関する勧告書

あなたが所有（占有・管理）する下記の特定空家等について、履行期限までに措置を講ずるよう空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定により勧告します。

記

特定空家等の所在地及び種別	所在地 基山町 種 別
勧告の内容	
勧告の理由	
履行期限	年 月 日（ 曜日）

様式第8号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

基山町長

印

特定空家等の措置に関する命令書

年 月 日付け 第 号で勧告したあなたが所有（占有・管理）する下記の特定期空家等について、いまだ当該勧告のとおり措置が講じられていないので、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定により命令します。

なお、この命令に従わないときは、基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例第8条の規定により、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、命令の対象である特定空家等の所在地及び種別、命令の内容その他町長が必要と認める事項を公表することとします。

記

特定空家等の所在地及び種別	所在地 基山町 種 別
命令の内容	
命令の理由	
履行期限	年 月 日（ 曜日）

（不服申立て及び取消訴訟）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、基山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、基山町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

基山町長

印

特定空家等の措置に関する命令に対する事前通知書

基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、下記のとおり意見を述べる機会の付与を行いますので、意見がある場合は、特定空家等の措置に関する命令の事前通知に対する意見書に意見を記載し、提出してください。

記

特定空家等の所在地及び種別	所在地 基山町 種 別
命令予定の内容	
命令予定の理由	
意見書の提出期限	
意見書の提出先及び提出期限	提出先 基山町役場 課 (〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地) 提出期限 年 月 日 (曜日) 午後5時まで

様式第10号（第6条関係）

年 月 日

基山町長 様

提出者 住所

氏名

印

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、代表者印及び電話番号〕

特定空家等の措置に関する命令の事前通知に対する意見書

基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例施行規則第6条第3項の規定により、次のとおり意見を述べます。

命令予定の内容についての意見	
その他当該事案の内容についての意見	
証拠書類等の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。

様式第11号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

基山町長

印

特定空家等の措置に関する意見陳述機会の付与通知書

基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、下記のとおり意見を述べる機会の付与を行いますので、意見がある場合は、特定空家等の措置に関する公表に対する意見書に意見を記載し、提出してください。

記

<p>予定される公表の内容</p>	
<p>公表の原因となる事実</p>	
<p>公表に対する意見書の提出先及び提出期限</p>	<p>提出先 基山町役場 課 (〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地) 提出期限 年 月 日 (曜日) 午後5時まで</p>

基山町長 様

提出者 住所
氏名 印
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、代表者印及び電話番号〕

特定空家等の措置に関する公表に対する意見書

基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり意見を述べます。

公表の原因となる事実についての意見	
その他当該事案の内容についての意見	
証拠書類等の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。

様

基山町長

印

戒 告 書

年 月 日付け 第 号により、あなたが所有（占有・管理）する下記の特定空家等につきましては、措置を講ずるよう命じたところですが、命令に沿った措置が講じられていないので、下記のとおり履行期限までに措置を講じてください。

もし、履行期限までに措置を講じないときは、行政代執行法第3条第1項に規定する戒告において代執行します。

また、代執行に要する費用については、行政代執行法第2条の規定によりあなたから徴収するので、あらかじめ承知しておいてください。

以上、行政代執行法第3条第1項の規定により戒告します。

記

所有者等の氏名及び住所	氏名： 住所：
特定空家等の所在地及び種別	所在地 基山町 種 別
命令の内容	
履行期限	年 月 日（ 曜日）

（不服申立て及び取消訴訟）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、基山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、基山町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第14号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

基山町長

印

代 執 行 令 書

年 月 日付け 第 号により、あなたが所有（占有・管理）する下記の特定期間等につきましては、措置を講ずるよう戒告しましたが、措置が講じられていないことから、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行するので行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

記

所有者等の氏名及び住所	氏名： 住所：
特定空家等の所在地及び種別	所在地 基山町 種 別
代執行の内容	
代執行期日	年 月 日（ 曜日）
代執行執行責任者	
代執行費用概算額	円 上記費用は見積概算額であり、実際に要した費用の額は後日通知するので、送付された納付書により納付すること。

（不服申立て及び取消訴訟）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、基山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、基山町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

代執行執行責任者証

所 属 基山町
職 名
氏 名
生年月日 年 月 日生

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日発行

基山町長 印

記

1 代執行をなすべき期日 年 月 日（ 曜日）

2 代執行をなすべき事項